

# 鋸南町地域防災計画（概要版）

H28年3月

## 1. 地域防災計画とは

### ● 地域防災計画の目的

鋸南町地域防災計画は、災害対策基本法第42条に基づき、鋸南町防災会議が作成する計画です。鋸南町の地域に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興を実施することで、町や各防災機関などが全力をあげて町民の生命や財産を災害から保護することを目的としています。

### ● 計画の重点施策と計画の構成

平成28年3月に改定した鋸南町地域防災計画の重点施策は以下の通りです。

#### 【重点施策】

1. まちの防災機能の強化
2. 応急対応力の強化
3. 地域に根ざした防災力の向上
4. 迅速な復旧・復興対策

第1編 総則	→	計画の目的、計画改定の考え方、計画の構成・内容、前提条件を記載
第2編 震災対策編	→	地震・津波に対する災害予防対策、応急対策、復旧復興計画を記載
第3編 風水害等対策編	→	洪水、土砂災害、雪害等に対する災害予防対策、応急対策、復旧・復興計画を記載
第4編 放射性物質事故編	→	放射性物質事故への対策を記載
第5編 大規模火災等編	→	大規模火災、林野火災、危険物等災害、油等流出災害、火山噴火降灰災害への対策を記載
第6編 公共交通等事故編	→	海上事故災害、航空機事故災害、道路事故災害への対策を記載
資料編	→	条例、協定、様式等の災害対策資料について記載

### ● 計画の目標

計画の目標は以下の通りです。

1. 住宅及び特定建築物の耐震化目標：  
【住宅】67%⇒80% 【特定建築物】55%⇒80% 【公共建築物】75%⇒90%
2. 町内トンネルの耐震化目標：要対策5箇所⇒100%対策実施
3. 町管理橋梁の耐震化目標：要対策8箇所⇒100%対策実施
4. 帰宅困難者対策の推進：  
関係機関等の役割分担の明確化と連携・協力体制による帰宅支援策の検討・実施
5. 自主防災組織の組織率：9.5%（2組織）⇒80%
6. 要援護者名簿の作成
7. 防災拠点の代替施設の整備

## 2. 具体的な施策①（まちの防災機能の強化）

### ● 火災予防・危険物災害予防

オープンスペースの確保や建物の耐震・不燃化の促進、多数の物を収容する建物の防火対策や文化財の火災予防対策を推進します。

### ● 道路・河川施設の整備

道路、橋りょう、トンネル等の耐震化の実施、促進をするとともに、保田川や佐久間川等の二級河川の計画改修を県へ要望します。また、河川改修が未実施の準用河川については、計画的な河川改修を実施します。

### ● 建物、ライフライン施設の耐震化

上水道施設の耐震化を実施するとともに、下水道施設、浄化槽施設における復旧対策を考慮した整備を推進します。

### ● 生活関連物資等の確保

町内の備蓄倉庫等に生活関連物資を備蓄するほか、民間団体との災害協定を締結し、災害時の生活関連物資供給体制を確保を図ります。

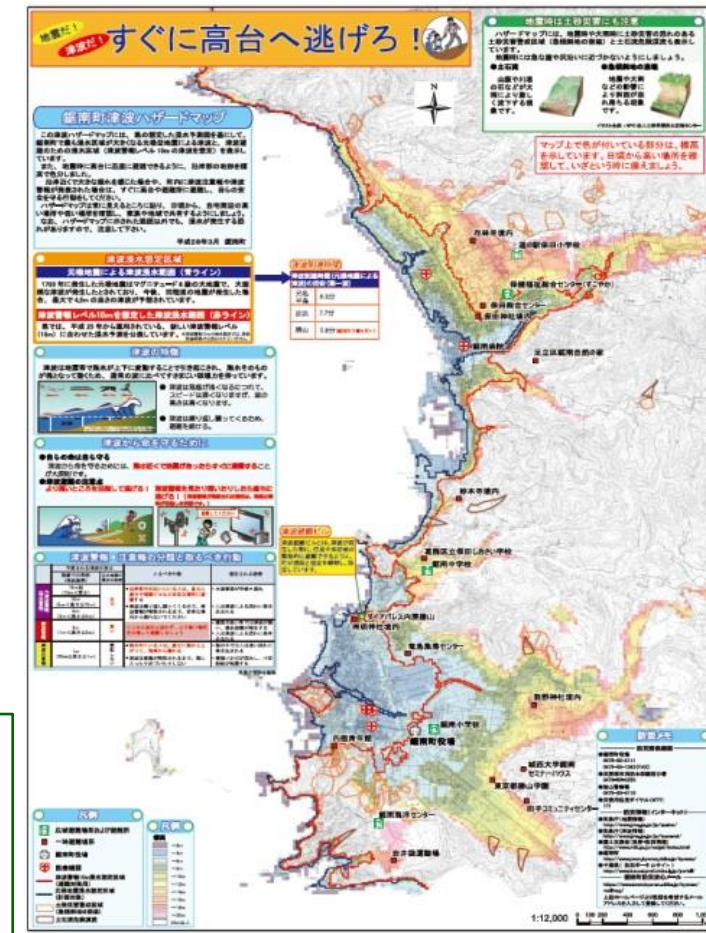


### ● ハザードマップの作成と避難所の見直し

千葉県が公表した津波浸水想定区域図を活用し、津波ハザードマップを作成しました。ハザードマップには津波の時に利用できる避難所や津波避難ビルの位置等を示し、住民の皆さんが津波から命を守るための情報を掲載しています。

また、避難所の見直しを実施し、地震や津波、洪水や土砂災害の利用可否を整理し災害種別ごとに指定しました。

ハザードマップは広く住民の皆さんに公開するとともに、公共施設等に張り出し、津波への注意喚起を行う予定です。



#### ～これまでに町が作成したハザードマップ～

- ゆれやすさマップ A2版
- 建物倒壊危険度・液状化危険度マップ A2版
- 津波ハザードマップ A2版
- 土砂災害危険箇所図 A3版

### 3. 具体的な施策②（応急対応力の強化）

#### ● 職員初動体制や事務分掌の見直し

東日本大震災や近年の風水害時の初動対応の教訓を生かして、職員の初動体制や災害時の事務分掌の見直しを行いました。

初動時の職員参集場所の明確化や初動時に職員が取るべき行動を明文化した職員初動マニュアルの作成を通して、初動体制の強化を図りました。

また、町役場が使用できなくなった場合の代替拠点施設として「笑楽の湯」「道の駅保田小学校」を指定し、想定を上回る災害への対応を図りました。

#### ● 情報収集・伝達・共有体制の強化

災害情報等の通信連絡体制に関して、携帯電話やスマートホン、Jアラート等を追加し、情報連絡手段の適正化を図りました。

また、初動時に職員同士が的確に情報共有し、災害対応にあたるため、ホワイトボードや様式を活用した情報共有、収集手段を検討します。

#### ● 広域応援体制の強化

国や県、自衛隊の受け入れ拠点として旧佐久間小学校を活用します。

#### ● 津波避難対策

津波に対する意識啓発と普及（津波ハザードマップによる浸水想定区域の周知や「自らの命は自ら守る」の大原則の周知等）を促進します。

※ハザードマップについては前ページ参照

また、漁業協同組合や海水浴場監視員などと協力し、海面監視情報の伝達体制を強化します。

#### ● 土砂災害対策

県が公表している土砂災害警戒区域、特別警戒区域の住民への周知や、土砂災害ハザードマップを作成する等、住民の警戒避難体制の整備、孤立対策として情報連絡体制の確立などを実施します。

また、住民の皆さんが安全に避難できるように、避難勧告等の発令基準を定めました。



#### ● 帰宅困難者対策

町に滞在している観光客等が帰宅困難に陥った場合の対策や、町民が町外で帰宅困難に陥った場合の対策として、一時滞在施設の指定や促進、事前の一斉帰宅抑制の呼びかけ等の啓発活動を実施します。

### 4. 具体的な施策③（地域に根差した防災力の向上）

#### ● 自主防災組織や防災リーダーの育成

住民向けの講習会や学校教育による防災知識の普及等を通して、住民の方々の防災意識の向上を図ります。また、町は災害時（特に初動時）に町内施設の巡視や関係機関からの情報収集等を実施しますが、避難所の開設や運営等は住民の方々の協力が欠かせません。

そのために、町では「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助の考えに基づき、自主防災組織の活性化に取り組みます。

自主防災組織は、防災関係機関の協力を得て、リーダー研修会や講演会及び施設見学等によって、防災活動に関する知識の普及を図ります。

#### ● 防災知識の普及

広報誌や防災展示コーナーなど、各種手段を利用し防災知識の普及啓発をはかります。また、学校教育による防災学習や住民向けのハザードマップ説明会等を実施します。

防災関係機関や事業所と町民との相互協力を目指して、総合訓練や個別訓練を実施します。

#### ● 過去の災害教訓の伝承

過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存し、町民に広く公開します。

また、住民の皆さんが防災活動に積極的に参加できるような体制づくりに努めます。

#### ● 要配慮者対策

要支援者名簿（要配慮者）の作成等、避難行動要支援者の把握に努め、災害時の安否確認等に活用します。避難所などには、要配慮者や女性用のスペースを確保し、必要に応じて福祉避難所を指定する等、要配慮者向けの対策に取り組みます。

### 5. 具体的な施策④（迅速な復旧・復興対策）

#### ● 迅速な「り災証明書」の発行

#### ● 町の復旧・復興の基本方針の策定

#### ● 要配慮者対策

千葉県被災者生活再建支援金や鋸南町被災者生活再建支援金等の制度を活用し、町民生活の早期回復を図ります。